

ものづくりから商品化・販売までを強かにバックアップ

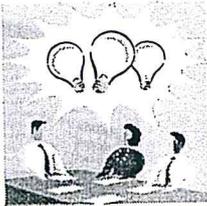
経営革新で補助金・融資にチャレンジを！



- ・ 自社の業績をアップさせたい！
- ・ 自社の現状や課題を見極めたい！
- ・ 自社の経営の向上を図りたい！

この機会に上記のような貴社の目標を
言葉だけでなく、形に表してみませんか？

1. そもそも「経営革新」って何？



中小企業者が、“新しい商品の開発”や“新しいサービス事業を行う”など今までとは少し違う「新たな取り組み」を行うことで、経営の向上を図ることです。

2. 「新たな取り組み」とは？

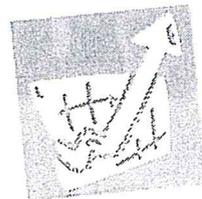
- ①新商品の開発・生産
- ②新サービスの開発・提供
- ③商品の新たな生産・販売の方法の導入
- ④サービスの新たな提供の方法の導入その他新たな事業活動

となっております。要するに個々の中小企業にとって「新たな取り組み」であれば、承認の対象となります。ただし、既に他社が同じ取り組みをしている場合は、対象にならないこともあります。詳しくは、お問合せ下さい。

3. 「経営革新計画」とは？

- ・経営革新計画は、企業が作成する3～5年間のビジネスプランです。
- ・経営を向上させる「新たな取り組み」を、具体的な数値目標を持った計画にしたものです。

＜例＞ 付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）
を3年間で9%以上、5年間で15%以上向上させる



4. 承認を受ける「メリット」は？

●融資面・保証面での優遇措置

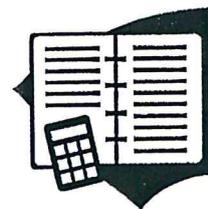
- ・政府系金融機関による低利融資制度の利用（特別利率の適用や担保・保証人の特例）
- ・静岡県による低利融資制度の利用
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（従業員50人以下の企業に対する設備資金貸付制度）の利用
- ・高度化融資制度の利用
- ・信用保証協会の信用保証の特例（普通保証等の別枠設定や新事業開拓保証の限度額引き上げ）の利用

●補助金等の支援措置

- ・地域産業総合支援事業費補助金（新商品開発、販路開拓の経費の一部を補助）の利用

●特許料金の減免

- ・審査請求料、特許料（第1～10年分）が半額
（経営革新計画における技術開発に関する特許出願に限る。）



その他、首都圏への販路開拓コーディネート事業、中小企業総合展出展支援、専門家派遣等、経営革新承認企業の計画達成に向け、各企業に応じた支援が受けられます。

【経営革新 受付・相談窓口】

静岡県中小企業団体中央会

経営支援課 静岡市葵区追手町44-1 Tel 054-254-1511

お問合せはこちらまで